

留萌市からのお知らせ

出生届を出された後、各窓口で手続きをお願いいたします。

必要な手続き	申請・届出の内容	窓 口	必要なもの
児童手当の申請 (生まれた日の翌日から15日以内)	0歳から15歳に到達した後の最初の3月末まで支給されます。 (扶養義務者の住民登録地で申請していただくことになります。公務員の方は各事業所で申請してください。)	子育て支援課 窓口10番 (1階奥)	○請求者の健康保険証 ○請求者名義の銀行の通帳 ○請求者及び配偶者のマイナンバーカード 又はマイナンバー記載の住民票 ○印鑑(シャチハタ以外) ※第2子以降の時は印鑑のみ必要
子ども医療費助成の申請	子どもの住所登録地において、0歳から高校生等(留萌市民の場合)までの子どもの医療費を助成します。 (助成内容は各市町村によって異なります。)	市民課 窓口2番	○子どもの健康保険証 ○保護者の所得課税証明書 (所得と課税額の記載された証明書) ※その年(1月~7月までは前年)の1月1日時点で市外在住の方のみ必要 ※市町村民税税額通知書で代用可 ○保護者の印鑑(シャチハタ不可)
国民健康保険の届出(加入者のみ)	子どもが社会保険の扶養家族に加入しない場合、国民健康保険に加入します。 また、出産月の前月から4ヵ月間の健康保険税が軽減されます。		○世帯主と母親のマイナンバーがわかるもの
国民年金の届出(加入者のみ)	出産月の前月から4ヵ月間の年金保険料が軽減されます。	市民課 窓口3番	○母親のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの

<問い合わせ先>

児童手当 ⇒ 子育て支援課 ☎0164-42-1808
 乳幼児助成・国保・年金 ⇒ 市民課 ☎0164-42-1805